

教 育 公 報

三 重 県 教 育 委 員 会

目 次

規 則	○	三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則	社会教育・文化財保護課	1頁
告 示	○	三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額	保 健 体 育 課	3頁
	○	三重県立学校体育施設の空調設備の使用料の額	保 健 体 育 課	6頁
お知らせ	○	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	福 利 ・ 給 与 課	8頁

規 則

三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年十月一日

三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

三重県教育委員会規則第十五号

三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立美術館条例施行規則（昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

講 堂 等 使 用 許 可 申 請 書			
年 月 日			
三重県立美術館長様			
住所（所在地）			
団 体 名			
氏名・代表者氏名			
電 話 番 号			
三重県立美術館条例施行規則第7条の規定に基づき、下記のとおり美術館の講堂等を使用したいので申請します。			
記			
使 用 日 時		年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
使用目的	講演会等の名称		
	講演会等の内容		
	講演会等の開催日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
会 場 責 任 者 氏 名			
入 場 料 等 の 徴 収 の 有 無 及 び 金 額		有 ・ 無 円	
※使用日時	第 2 希 望	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	第 3 希 望	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
備 考	☐ 使用に当たっては不当な差別その他の人権侵害行為を行いません。 (確認のうえチェックをお願いします。)		

(注) 1 設備等を設置するときは、概要を確認できる図面等を添付して下さい。
2 ※については、希望があれば記入して下さい。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県立美術館条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県立美術館条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

告 示

三重県教育委員会告示第22号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を次のとおり定めます。

令和8年10月1日

三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額
三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額（令和7年三重県教育委員会告示第24号）の全部を改正する。

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料

県 立 学 校 名	体 育 施 設 名	照明設備の使用料（円／時間）
桑名高等学校	体育館	150
	武道場	100
桑名西高等学校	体育館	150
	武道場	50
桑名北高等学校	体育館	200
	テニスコート	600
	武道場	50
桑名工業高等学校	弓道場	50
	運動場	50
	体育館	250
	武道場	100
いなべ総合学園高等学校	体育館	250
	トレーニング室	50
	武道場	100
	レスリング場	50
川越高等学校	運動場	400
四日市高等学校	体育館	200
	武道場	50
四日市南高等学校	体育館	250
	武道場	50
四日市西高等学校	体育館	150
	テニスコート	800
	運動場	400
朝明高等学校	体育館	250
	武道場	50
	運動場（ラグビー）	650
	運動場（野球）	300
四日市四郷高等学校	運動場	300
	テニスコート	800
	武道場	50
	レスリング場	50
四日市工業高等学校	運動場	1,550

	テニスコート	750
四日市中央工業高等学校	ウエイトリフティング場	50
	運動場	1,200
	トレーニング場	50
	武道場	100
四日市商業高等学校	体育館	200
	テニスコート	350
北星高等学校	運動場	750
	体育館	250
菰野高等学校	弓道場	50
	運動場	450
神戸高等学校	運動場	750
	柔道場	50
	剣道場	50
白子高等学校	運動場	150
石薬師高等学校	ウエイトリフティング場	50
	体育館	150
稲生高等学校	運動場	100
	第1体育館	250
	第2体育館	300
	武道場	100
	なぎなた道場	50
	運動場（野球）	800
亀山高等学校	武道場	50
	ウエイトリフティング場	50
津高等学校	テニスコート	300
	武道場	50
	体育館	200
津西高等学校	第2運動場	400
	体育館	150
	武道場	100
津東高等学校	体育館	200
津工業高等学校	卓球場	50
津商業高等学校	体育館	200
	武道場	50
	運動場（ソフトボール）	100
みえ夢学園高等学校	体育館	150
久居高等学校	体育館	200
	体操場	300
	テニスコート	550
	武道場	50
	レスリング場	50
	運動場（西側）	50
久居農林高等学校	第一運動場	100
	第二運動場	1,000
	体育館	200
	武道場	100
	ボクシング道場	50
白山高等学校	運動場	200
	体育館	250
	武道場	100

松阪高等学校	運動場（サッカー）	250
	運動場（ソフトボール）	200
松阪工業高等学校	レスリング場	50
松阪商業高等学校	運動場	50
飯南高等学校	体育館	200
	武道場	50
相可高等学校	体育館	200
	テニスコート	100
	武道場	50
昴学園高等学校	体育館	200
宇治山田高等学校	体育館	250
伊勢工業高等学校	運動場	200
	体育館	250
	武道場1F	50
	武道場2F	50
宇治山田商業高等学校	運動場	50
伊勢まなび高等学校	運動場	700
	体育館	250
明野高等学校	トレーニング場	100
	ボクシング場	50
	武道場	50
南伊勢高等学校（度会校舎）	体育館	150
	トレーニング場	50
	武道場	50
鳥羽高等学校	運動場	600
	体育館	150
	トレーニング場	50
	武道場	50
	フェンシング場	50
志摩高等学校	運動場	250
	体育館	150
	相撲道場	50
水産高等学校	ボクシング場	50
	体育館	200
	武道場	50
上野高等学校	第2運動場	300
	体育館	200
	テニスコート	50
	武道場	50
伊賀白鳳高等学校	第2運動場	1,200
	体育館	250
	トレーニング場	50
	武道場	50
あけぼの学園高等学校	体育館	200
名張青峰高等学校	体育館	200
	テニスコート	150
	武道場	50
名張高等学校	第1運動場	250
	体育館	150
	テニスコート	950
	武道場	50

尾鷲高等学校	弓道場	100
	運動場	650
	体育館	200
	テニスコート	250
	武道場	50
尾鷲高等学校（光が丘校舎）	運動場	800
	武道場	50
	レスリング場	50
熊野青藍高等学校木本校舎	運動場	600
	体育館	300
	テニスコート	100
	武道場	50
熊野青藍高等学校紀南校舎	体育館	150
	卓球場	100
	武道場	50
盲学校	体育館	100
聾学校	体育館	150
かがやき特別支援学校	体育館	100
稲葉特別支援学校	体育館	100
特別支援学校伊賀つばさ学園	体育館	100
松阪あゆみ特別支援学校	体育館	150
特別支援学校玉城わかば学園	体育館	150
特別支援学校西日野にじ学園	体育館	150
特別支援学校北勢きらら学園	体育館	150
くわな特別支援学校	体育館	150
度会特別支援学校	体育館	100
特別支援学校東紀州くろしお学園	体育館	100
特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校	体育館	250

備考

- 1 使用料の額の算出は、使用の時間数に時間当たりの照明設備の使用料を乗じたものになります。
- 2 使用の時間が1時間未満であるとき又は使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その未満である使用の時間又は端数は1時間とします。

附 則

- 1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行日前に照明設備を使用しようとする者に三重県立学校体育施設の使用に関する規則（令和元年三重県教育委員会規則第2号）第3条に基づき許可を行い、改正後の新告示の施行日以後に照明設備を使用した者の照明設備の使用料は、改正後の新告示の照明設備の使用料によるものとする。

三重県教育委員会告示第23号

三重県立学校体育施設の空調設備の使用料の額を次のとおり定めます。

令和8年10月1日

三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

三重県立学校体育施設の空調設備の使用料の額

三重県立学校体育施設の空調設備の使用料の額（令和7年三重県教育委員会告示第25号）の全部を改正する。

三重県立学校体育施設の空調設備の使用料

県立学校名	体育施設名	空調設備の使用料（円／時間）
桑名高等学校	武道場	800
桑名西高等学校	武道場	800
桑名北高等学校	武道場	1,000
桑名工業高等学校	武道場	550
いなべ総合学園高等学校	武道場	650
	レスリング場	400
四日市高等学校	武道場	750
四日市南高等学校	武道場	650
朝明高等学校	武道場	750
四日市四郷高等学校	武道場	550
	レスリング場	300
四日市中央工業高等学校	武道場	600
神戸高等学校	柔道場	400
	剣道場	400
稲生高等学校	なぎなた道場	750
亀山高等学校	武道場	500
津高等学校	武道場	650
津西高等学校	武道場	750
津工業高等学校	卓球場（武道場）	850
津商業高等学校	武道場	600
久居高等学校	武道場	650
久居農林高等学校	武道場	650
白山高等学校	武道場	650
松阪工業高等学校	レスリング場	400
飯南高等学校	武道場	950
相可高等学校	武道場	700
伊勢工業高等学校	武道場2F	900
明野高等学校	武道場	450
南伊勢高等学校度会校舎	武道場	800
鳥羽高等学校	武道場	500
	フェンシング場	350
水産高等学校	武道場	550
上野高等学校	体育館	1,900
	武道場	550
伊賀白鳳高等学校	武道場	550
名張高等学校	体育館	1,900
	武道場	550
尾鷲高等学校	武道場	500
熊野青藍高等学校木本校舎	武道場	600
熊野青藍高等学校紀南校舎	武道場	400
かがやき特別支援学校	体育館	600
稲葉特別支援学校	体育館	1,250
松阪あゆみ特別支援学校	体育館	1,100
特別支援学校玉城わかば学園	体育館	2,050
特別支援学校西日野にじ学園	体育館	1,650
くわな特別支援学校	体育館	1,500
度会特別支援学校	体育館	5,500
特別支援学校東紀州くろしお学園	体育館	1,050

備考

- 1 使用料の額の算出は、使用の時間数に時間当たりの空調設備の使用料を乗じたものになります。
- 2 使用の時間が1時間未満であるとき又は使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その未満である使用の時間又は端数は1時間とします。

附 則

- 1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行日前に空調設備を使用しようとする者に三重県立学校体育施設の使用に関する規則（令和元年三重県教育委員会規則第2号）第3条に基づき許可を行い、改正後の新告示の施行日以後に空調設備を使用した者の空調設備の使用料は、改正後の新告示の空調設備の使用料によるものとする。

お 知 ら せ

令和8年9月30日付け三重県公報号外に、「公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則」が掲載されました。

詳細は令和8年9月30日付け三重県公報号外にてご確認ください。